

2020年4月24日  
ヤマサ共和ライフ株式会社  
共和ライフ株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う ガス料金の特別措置の追加対応について

ヤマサ共和ライフ株式会社（社長：二村宗之）及び共和ライフ（社長：二村宗之）は、2020年3月25日から実施している新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について、支払い時期のさらなる延長および対象月の拡大を行うことといたします。

### 1. 適用対象

○新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度<sup>※1</sup>の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、ガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただき、一時的にお支払いが困難だと当社が判断したお客さま。

### 2. 特別措置の内容

○当社とガスの契約を締結しているお客さまについて、2020年4月分のガス料金の支払い時期を2か月間延長します。〔従来は1か月間延長〕

（注）既に支払い時期の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に2か月間延長に変更いたします。

○2020年5月分のガス料金の支払い時期を1か月間延長いたします。〔新たに対象〕

### 3. お問い合わせ先

お問い合わせ先：ヤマサ共和ライフ・共和ライフの各営業所へお問い合わせください  
受付時間：平日8時30分～17時（土日祝日除く）

#### ※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

以 上